



環境にやさしい農林水産業に取り組む

# みどり認定

の募集を開始します！

県では、令和5年度に施行された「みどりの食料システム法」に基づき、県内の減農薬や減化学肥料栽培など環境にやさしい農林水産業を営む事業者の実施計画を認定（みどり認定）しており、これまで174名を認定しています。

みどり認定を受けた農林漁業者は、国庫補助金の採択での優遇など、様々な優遇措置が受けられます。**この度、今年度第1回目(上半期)の募集を開始します。**

## 1. 募集の対象

県内の農林漁業者（個人でも団体でも可）

## 2. みどり認定を受けるための要件 ※具体的な取組内容は別紙

下記3つのうち、いずれかの環境への負荷を低減するための、**5年間の事業活動の実施計画を作成**すること。

- 土づくりと化学肥料・化学農薬の使用低減の一体的な取組
- 温室効果ガスの排出量削減につながる活動
- プラスチック資材の排出抑制など、別途農林水産大臣が定める活動

## 3. 申請方法

右記農政課ホームページの「香川県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領」をご確認のうえ、別記様式第1号（環境負荷低減事業活動実施計画）に必要事項を記入し、**お住まいの市町の農林水産関係課へご提出ください。**

計画書の作成にあたってご不明な点がございましたら、農政課またはお近くの農業改良普及センターにお問い合わせ下さい。

## 4. 受付期間（県への締切）

**令和8年9月4日（金）まで**

※申請前に、締切の2か月前を目安に農政課または農業改良普及センターにご相談ください。

## 5. 認定証の授与式（予定）

- (1) 日時 令和8年10月
- (2) 場所 香川県庁



【取組例1】  
土づくり、減農薬・減化学肥料



【取組例2】  
生分解性マルチの使用



県農政課ホームページ



過去の授与式の様子

下記、**第1号～第3号認定のうち、いずれかの5年間の事業活動の実施計画を作成**すること。

**第1号認定 土づくりと化学肥料・化学農薬の使用低減の一体的な取組**

下記①～③の3項目について、それぞれ1つ以上の取組を行うとともに、土壌測定診断を実施すること。

**①土づくり**

- (ア) 堆肥等の有機質資材の施用
- (イ) 緑肥作物の利用

**②化学肥料の低減**

- (ア) 有機質肥料の施用
- (イ) 局所施肥
- (ウ) 肥効調節型肥料の施用
- (エ) 継続的な土壌診断に基づく施肥体系の見直し

**③化学農薬の低減**

- (ア) 種子粕の温湯消毒
- (イ) 機械除草技術
- (ウ) 天敵・微生物農薬
- (エ) 抵抗性品種の栽培・台木の利用
- (オ) 土壌還元消毒
- (カ) 光利用技術
- (キ) フェロモン剤の利用
- (ク) AIを活用した病害虫診断・発生予測技術の導入
- (ケ) 有害動植物駆除用動物利用技術
- (コ) 対抗植物利用技術
- (サ) 熱利用技術
- (シ) 被覆栽培技術
- (ス) マルチ栽培技術

**第2号認定 温室効果ガスの排出量削減につながる活動** 下記いずれかの取組を行うこと。

- (ア) 稲わら、麦わらなどのほ場へのすき込み
- (イ) ヒートポンプや木質バイオマスボイラーの導入
- (ウ) 保温資材等の施用
- (エ) さぬきファーマーズステーションの導入・活用
- (オ) 農林業機械・機器等の省エネルギー化・電動化
- (カ) 漁船等の省エネルギー化
- (キ) 水田での中干し期間の延長
- (ク) 家畜の飼養管理技術の向上
- (ケ) 家畜排せつ物の堆肥化技術の向上

※ (ア) と (キ)、(イ) と (ウ)、(ウ) と (エ) は組み合わせて実施。

**第3号認定 別途農林水産大臣が定める活動** 下記いずれかの取組を行うこと。

- (ア) 水耕栽培など土壌を使用しない栽培技術を用いて行われ、かつ、化学肥料及び化学農薬の使用を低減させる技術を用いて行われる生産方式
- (イ) 家畜への環境負荷低減型飼料の給与
- (ウ) 魚類養殖業における給餌管理による残餌の流出抑制の取組み
- (エ) 土壌への炭素の貯留に資する土壌改良資材（バイオ炭）を農地に施用して行う生産方式
- (オ) プラスチック資材の排出又は流出の抑制
- (カ) 化学肥料・化学農薬の使用低減と合わせ、地域における生物多様性の保全に資する技術